

川崎支部規程

公益社団法人 全日本不動産協会
神奈川県本部 川崎支部

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
川崎支部運営規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「県本部」という）支部組織運営細則（以下「細則」という）第33条に基づき、県本部川崎支部（以下「本支部」という）の組織及び運営に関し必要な運営規程（以下「規程」という）を定めるものとする。

(目的及び事業)

第2条 本支部は、公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という）及び県本部の下部組織として、本会定款、定款施行規則その他県本部の組織運営細則の定めるところにより、会員相互の親睦を図り、不動産に関する情報の収集・交換、会員相互の事業の発展を目的とし、会員及び消費者に対する各種講習・研修会、その他本支部の目的達成に必要な事業を行うものとする。

第2章 会 議

(正副支部長会議)

第3条 細則第5条「支部総会」及び第23条「支部役員会」の他に、正副支部長会議は、支部長の発議により、正副支部長を構成員とし、役員会に提出する議題及び役員会から委嘱のあった件につき討議を行う。

第3章 支部役員等

(県本部役員候補者及び代議員の選出員数)

第4条 細則第6条で定める県本部役員候補者（支部推薦理事及び監事）は以下の資格を有する者とする。

- ① 本会加入後、原則として3年以上経過していること。
 - ② 支部役員歴が原則2年以上であること。
 - ③ 支部役員会の出席率が良好であること。
- 2 県本部役員候補者は、正副支部長会議で推薦し、役員会の承認を得て、支部総会で選出する。
- 3 県本部代議員の選出員数については、当該年度の3月31日現在の会員数を基準として、25名に1名の割合で選出する。

(支部役員の選出員数)

第5条 支部役員の選出員数については、支部組織運営細則別表のとおりとし、支部役員会において選出する。

2 支部長候補者は、前項による選出員数の他に、会員の内より2名まで役員を推薦する事が出来る。

3 支部長候補者は、細則第22条による顧問、相談役及び参与を委嘱する事が出来る。

(選任)

第6条 支部職務執行者は、正会員の内より、役員会の選により候補者を選出し、支部総会において選任する。支部長候補者推薦の役員も同様とする。

2 支部長候補者及び副支部長の選任は役員の中から役員会の決議により行う。但し、支部長候補者は、県本部理事又は県本部理事候補者でなければならない。

第4章 会 計

(事業計画及び予算)

第7条 本支部の事業年度、事業活動計画・報告、予算・決算等は細則第28条、第29条、第30条によるものとする。

2 予算の執行に当たり、各項目間において相互に流用してはならない。

第5章 補助執行機関

(委員会)

第8条 本支部は、支部の円滑なる運営を図るため、補助執行機関として委員会を設け所管事項を次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 会員の入会・退会の手続きに関する事項
- ② 事務局職員に関する事項
- ③ 会員の管理に関する事項
- ④ 慶弔並びに疾病又は災害の見舞いに関する事項
- ⑤ 会員の綱紀処分に関する事項
- ⑥ 官公庁及び関係団体との連絡に関する事項
- ⑦ 消費者セミナーに関する事項
- ⑧ 消費者を対象とした不動産無料相談会に関する事項
- ⑨ 地域貢献事業に関する事項
- ⑩ 公益性を有する事業全般に関する事項
- ⑪ その他庶務一般及び各委員会に属さない事項

(2) 財務委員会

- ① 予算・決算に関する事項
- ② 会計・経理・帳簿・伝票及び証拠書類の保管、財産管理に関する事項
- ③ 会費徴収に関する事項
- ④ 金銭の出納に関する事項
- ⑤ その他財務関係に関する事項

(3) 組織広報委員会

- ① 入会および組織の充実強化に関する事項
- ② 業界団体との交流及び提携に関する事項
- ③ 会報の発行に関する事項
- ④ その他組織の広報宣伝に関する事項

(4) 教育流通委員会

- ① 会員及び従業者等の教育研修に関する事項
- ② 実務指導に関する事項
- ③ 研修会・講習会・講演会の企画及び他委員会との調整に関する事項
- ④ 不動産流通機構に関する事項
- ⑤ 情報機器の調査研究及び紹介に関する事項
- ⑥ 不動産市場の調査及びその資料の公表に関する事項
- ⑦ 不動産に関する統計資料の収集、作成及び公表に関する事項
- ⑧ 不動産流通に関する研究会の開催に関する事項
- ⑨ その他不動産流通の近代化に必要な事項

(5) 資格審査委員会

- ① 新入会員の資格審査に関する事項
 - ② 会員の移管・転入に伴う事務所調査に関する事項
- 2 委員会は原則として役員で構成し、定数は以下のとおりとする。
- (委員長) 1名
- (副委員長) 1名以上
- (委員) 委員会別に定める
- 3 各委員会の委員長および副委員長・委員は支部長が委嘱する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

(特別委員会)

第9条 本支部は必要に応じ、役員会の議を経て前条の委員会とは別に、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の運営は前条の規定を準用する。
- 3 特別委員会は、その役目を終了した時は、速やかに役員会に報告し解散する。

第6章 雑 則

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本支部役員会の決議を経て行う。
なお改廃のあった場合、県本部に報告するものとする。

(役員等の交通費)

第11条 役員等に支給する交通費等に関する取扱いは、旅費規定に別に定める。

(慶弔等)

第12条 本会の慶弔に関する取扱いは、慶弔規定に別に定める。

(雑 則)

第13条 この規程に定めのない事項（会計処理、事務局、その他等）については総本部定款及び運営規則並びに県本部運営規程等の諸上位規定を準用する。
2 総本部定款、県本部運営規程その他の規則等に抵触し、支部運営規程及び諸規定の調整を必要とする事項が生じた場合は、支部役員会で審議し、適格なる決定をするものとし、速やかに規程及び諸規定の改正を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、川崎支部役員会の承認を受けた日以降で、令和2年9月8日から施行する。
- 2 現行の川崎支部会則は、この規程の施行日に廃止する。但し、同会則に基づいてなされた決議又は制定された規定は、この細則に抵触しない範囲においてなお効力を有するものとする。
- 3 この規程の施行日の前日までに諸規定に基づいて受理、付託又は審議されていた案件の手続きは、なお従前の例によることができる。

平成10年 4月21日 川崎支部会則施行

平成12年 4月20日 川崎支部会則一部改正

平成14年 5月31日 川崎支部会則一部改正

平成17年 4月26日 川崎支部会則一部改正

平成19年 4月24日 川崎支部会則一部改正

平成30年 2月13日 川崎支部会則一部改正

(平成29年3月24日施行の県本部支部組織運営細則に準用)

令和 2年 9月7日 川崎支部会則廃止

令和 2年 9月8日 支部運営規程新規作成

支部長候補者選出要領

公益社団法人全日本不動産協会
神奈川県本部川崎支部

- 1 当該要領は公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部川崎支部（以下「本支部」という。）の支部長を定めるにあたり必要な事項を定めるものである。
- 2 次期監事候補者は、支部長立候補届出書が複数名から届け出された場合は、速やかに選挙の実施を決定し、役員候補者に選挙に係わる通知をしなければならない。この場合、立候補者の氏名をあわせて通知するものとする。
- 3 選挙を実施した場合は、速やかに開票し、その開票にあたっては、本支部の監事が立会人となる。
- 4 支部長候補者に立候補する者が1名の場合は、支部定時総会における支部職務執行者の選任が承認された直後に臨時役員会を開催し、支部長候補者としての承認を受けるものとする。また、支部長候補者に立候補しようとする者が複数となる場合は、臨時役員会において、支部役員による選挙を実施し、次期支部長候補者を選出するものとする。
- 5 支部長候補者に立候補しようとする者は立候補届出書を支部総会開催の2月末日までに支部事務局に提出しなければならない。また、選挙にあたっては所信表明を行うものとする。
- 6 この要領に定めのない事項や、要領の改廃については本支部総務委員会にて審議し、全日神奈川・保証神奈川の理事会に上程のうえ決議を図るものとする。

(附則)

この要領は令和2年9月8日開催の役員会による決議をもって施行する。

支部長候補者立候補届出書

私は川崎支部長候補者として立候補を致しますので届出ます。

令和 年 月 日

氏 名 印

| 区 分 | 記 事 等 |
|---------------------|--|
| 立候補者名等 | 所 在 地 電 話： () |
| | 会 社 名 |
| | 代 表 者 名 |
| | 生 年 月 日 (年齢 歳) |
| 宅地建物取引士の資格の有無 | 有 (登録年月日：平成 年 月 日) ・ 無 |
| 支部・県本部 役員歴 | <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> |
| その他資格 および 賞 罰 | <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> |

※ 記載欄が不足する場合は、別紙でご提出して頂いても結構です。

3. 支部長候補者選任までの具体的な流れ

| 日 程 | 対応する会議など | 備 考 |
|-----------------------|-------------|---|
| | 支部長候補者の受付 | 前頁の「支部長候補者立候補届出書」を用いて支部長候補者を受け付ける |
| 支部定時総会 <u>2月末日</u> | 支部長候補者の受付終了 | 支部長立候補者の受付終了 支部長候補者が複数ある場合、次期監事候補者は速やかに選挙の実施を決定しその旨を役員候補者に通知する |
| 4月20日～末頃 | 支部定時総会 | ①正会員の決議により支部職務執行者を選任（支部役員の決定） |
| 総会同日 | ②支部臨時役員会 | 役員会の決議にて支部長を選任 |
| 総会同日 | 支部定時総会 | ③総会への支部長候補者選任の報告 |

※ かならず①～③の手順を踏まえる。

II 慶弔規程・旅費規程

各支部にて定める慶弔規程・旅費規程における見舞金・旅費等の金額については県本部で定める範囲を超えないこととする。

諸 規 定

本諸規定は、支部の諸事項の取り扱いに関する必要な事項について定め、会員相互の親睦と発展を図ることを目的とする。

表彰規定

| 事 象 | 副 賞 |
|---|------------------|
| 会員が役員または役員経験者として、長年に渡り、支部の発展に貢献したと認められたとき | 支部長が相当と認める処遇を定める |

慶弔規定

(傷病見舞金)

| 事 象 | 見舞金 |
|----------------------|----------|
| 会員が傷病のため14日以上入院をしたとき | 10,000 円 |

(災害見舞金)

| 事 象 | 見舞金 |
|----------------------------------|----------|
| 会員の事務所が火災、風水害その他不測の災害により損害を受けたとき | 10,000 円 |

(慶弔金)

| 事 象 | 香 典 | 祝 金 |
|---|----------|----------|
| 会員及び会員の配偶者・直系尊属が死亡したとき | 10,000 円 | — |
| 会員が叙勲・褒章及び表彰（支部以外のもので国土交通大臣または県知事によるもの）を受けたとき | — | 10,000 円 |

旅費規定

| 事 象 | 旅 費 |
|--------------------------------|---------|
| 役員会・各委員会に出席したとき | 4,000 円 |
| 支部長・委員長の指示により、支部・各委員会の職務を行ったとき | 4,000 円 |
| 支部長の指示により、他支部・関係団体の会合に出席したとき | 4,000 円 |

雑 則

本諸規定の変更は、役員会において役員の3分の2以上の承認をもって決議し、同意を経た日から施行するものとする。

補 則

本諸規定に定める事項で調整を必要とする場合は、支部長が決定する。

2. 本諸規定に定めのない事項については、県本部規約、規約施行規則及び諸規定を準用する。

附 則

本諸規定は、平成10年 4月21日から施行する。

平成17年 4月26日 一部改正

平成30年 2月13日 一部改正

令和 2年 9月 7日 支部会則廃止

令和 2年 9月 8日 支部運営規程新規作成